

○鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務 手当に関する条例

（昭和58年5月26日）
（条例第17号）

改正 昭和60年3月15日条例第2号 平成3年3月5日条例第3号
平成4年8月1日条例第2号 平成11年3月30日条例第5号
平成16年3月24日条例第1号 平成19年8月22日条例第4号
平成24年2月22日条例第3号 平成28年3月31日条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項および鯖江広域衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第14号）の規定に基づき鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、廃棄物の処理業務に従事する職員の特殊勤務手当とする。

（廃棄物の処理業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第3条 廃棄物の処理業務に従事する職員の特殊勤務手当は、し尿、ごみまたは汚泥処理に関する業務に従事した日1日につき500円以内の額を支給する。

2 ばく露防止保護具または有害ガスもしくは酸欠防止保護具を着用して行う業務および汚泥の運搬業務に従事した場合は、日1日につき500円以内の額を支給する。

（手当の支給方法）

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

（委任規定）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

第4類 人事・給与（鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当）
に関する条例

附 則（平成3年条例第3号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。